

健やか親子21推進協議会規約

(目的)

第1条 健やか親子21推進協議会（以下「協議会」という。）は、第2条の会員が、「健やか親子21（第2次）」について「検討会報告書」に基づき実施する母子保健に関する主要課題に対する取組について、効果的な調整・推進を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 協議会の会員は、前条の目的に賛同し、母子保健に関する主要課題の解決に向けた自主的な取組を実施し、協議会の活動を支援する団体等とする。

(会員資格の喪失)

第3条 会員は、次の各号に掲げる場合には、会員の資格を喪失する。

- 一 会員から申し出があった場合
- 二 協議会の会員として不適切な活動があった場合
- 三 正当な理由なく、会員の活動を行わなかった場合

2 前項の第二号及び第三号により、会員資格を喪失する場合には、第6条に定める総会によって決する。

(組織)

第4条 協議会に、全会員及び全役員（第5条の役員をいう。）で組織し最高意思決定機関である総会と、一部の会員及び全役員で組織し協議会の運営の企画・調整を行う幹事会を置く。

2 必要に応じて、幹事会に専門部会を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に、役員として会長、副会長及び幹事を置く。

- 2 会長は、総会において選任する。
- 3 副会長及び幹事は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 幹事は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 7 役員任期は5年とする。ただし、再選を妨げない。

(総会)

第6条 総会は、会長が召集する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席により成立する。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、会長が指名する会員及びその他会長が指名する者によって組織する。

2 幹事会は、会長と協議の上、幹事が召集する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課に置く。

(補則)

第9条 本規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 本規約は、平成13年 4月20日から施行する。
附則 本規約は、平成14年12月25日から施行する。
附則 本規約は、平成26年12月 2日から施行する。
附則 本規約は、令和2年 3月 9日から施行する。